五　第六十九条第二号の規定による限定がされていない操縦免許を申請する者にあつては、第七十条の二の講習の課程を修了したことを証明する書類

（設備等限定及び特定漁船能力限定）

第六十九条　法第二十三条の十一において準用する法第五条第六項の規定による限定は、次に掲げるところにより行う。

一　操舵設備、機関の操作装置、係船設備、揚錨設備又は水中への転落を防止するために必要な設備その他の設備についての限定その他国土交通大臣が小型船舶の航行の安全を考慮し特に必要と認める限定（次号に掲げるものを除く。）

二　一級小型船舶操縦士及び二級小型船舶操縦士の資格に係る操縦免許につき、第二条の七第二号に掲げる船舶（以下「特定漁船」という。）の小型船舶操縦者としての業務を行うに当たり必要な事項に関する知識及び技能に応じ、特定漁船以外の小型船舶について行う限定

（削る）

（設備等限定及び特定漁船能力限定の解除）

第七十条　前条第一号の規定による限定（以下「設備等限定」という。）を受けた者であつて、その設備等限定の変更又はその全部若しくは一部の解除（以下「設備等限定の解除」という。）を申請するものは、第十九号様式による操縦免許限定解除（変更）申請書に第七十五条に規定する身体適性に関する基準を満たしていることを証明する書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

２　前条第二号の規定による限定（以下「特定漁船能力限定」という。）を受けた者であつて、その特定漁船能力限定の解除を申請するものは、第十九号様式による操縦免許限定解除（変更）申請書に第七十条の二の講習の課程を修了したことを証明する書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

３　第四条の二第四項の規定は、設備等限定及び特定漁船能力限定の解除について準用する。この場合において、同項中「海技免状」とあるのは「操縦免許証」と読み替えるものとする。

（登録特定漁船講習）

第七十条の二　特定漁船能力限定の解除を申請する者は、第六十九条第二号に規定する知識及び技能を修得させるための講習（学科講習及び実技講習をいう。以下「特定漁船講習」という。）であつて次条及び第七十条の四の規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録特定漁船講習」という。）を行う者（以下「登録特定漁船講習実施機関」という。）が行うものの課程を修了していなければならない。

（特定漁船講習の登録）

第七十条の三　前条の登録は、特定漁船講習を行おうとする者の申請により行う。

（登録特定漁船講習の要件等）

第七十条の四　国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請が、次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一　別表第八の二の上欄に掲げる施設及び設備を用いて、同表の下欄に掲げる条件のいずれにも適合する者により特定漁船講習が行われるものであること。

（新設）

（設備等限定）

第六十九条　法第二十三条の十一において準用する法第五条第六項の規定による限定は、次に掲げるところにより行う。

一　操舵設備、機関の操作装置、係船設備、揚錨設備又は水中への転落を防止するために必要な設備その他の設備についての限定

（新設）

二　前号に掲げるもののほか、国土交通大臣が小型船舶の航行の安全を考慮し特に必要があると認める限定

（設備等限定の解除）

第七十条　前条各号の規定による限定（以下「設備等限定」という。）を受けた者であつて、その設備等限定の変更又はその全部若しくは一部の解除（以下「設備等限定の解除」という。）を申請するものは、第十九号様式による設備等限定解除（変更）申請書に第七十五条に規定する身体適性に関する基準を満たしていることを証明する書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

（新設）

２　第四条の二第四項の規定は、設備等限定の解除について準用する。この場合において、同項中「海技免状」とあるのは「操縦免許証」と読み替えるものとする。

（新設）

（新設）